



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *15 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (医務課)..... 1
- *16 和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (")..... 13

規 則

和歌山県規則第15号

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則（平成19年和歌山県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>指定医療機関</u> 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア <u>医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する病院のうち県内に所在するもの</u></p> <p>イ <u>医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関のうち県内に所在するもの</u></p> <p>ウ <u>その他知事が特に認める医療機関</u></p> <p>(2) <u>へき地の医療機関</u> <u>指定医療機関のうち次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>おおむね半径4キロメートルの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として1,000人以上であり、最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要する地区及びこれらに準ずる地区として診療所の設置が必要と知事が判断し、厚生労働大臣と協議して適当と認めた地区に所在する診療所</u></p> <p>ウ <u>医療法第12条第2項第1号に規定する医師の確保を特に図るべき区域に所在する医療機関</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>県内公的医療機関</u> <u>医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関のうち県内に所在するもの</u></p> <p>(2) <u>指定医療機関等</u> <u>医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する病院のうち県内に所在するもの及び県内公的医療機関のうち知事が指定するもの</u></p> <p>(3) <u>へき地の医療機関</u> <u>指定医療機関等</u>のうち次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>おおむね半径4キロメートルの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要する地区及びこれらに準ずる地区として診療所の設置が必要と知事が判断し、厚生労働大臣と協議して適当と認めた地区に所在する診療所（以下「へき地診療所」という。）</u></p> <p>ウ <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第32条の規定により同法の規定が適用される区域及び同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）に所在する県内公的医療機関であって、へ</u></p>

エ 略

(貸与の申請)

第5条 略

2 前項の規定にかかわらず、修学資金の貸与を受けたことがある者であって、修学資金の貸与を受けようとするものは、知事が定める日までに地域医療医師確保修学資金貸与申請書に前項第1号及び第3号に掲げる書類並びに大学の在学証明書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。この場合において、連帯保証人は、独立して生計を営む成年者であって、修学資金を返還する資力を有するものでなければならない。

2・3 略

4 前項の連帯保証人の負担は、保証書(別記第3号様式)及び地域医療医師確保修学資金借用証書(別記第5号様式)若しくは地域医療医師確保修学資金変更借用証書(別記第7号様式)に記載する極度額を限度とする。

(期間の計算方法)

第14条 略

(返還)

第15条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、当該各号に規定する事由が生じた日から1年以内に修学資金を返還しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 修学資金の貸与を受けた者が、医師免許を取得した後引き続き指定医療機関において、医業に従事しないとき、及び研修等を受けないとき、又は医業に従事し、及び研修等を受けた期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間(当該期間が9年に満たないときは、9年とする。以下「従事期間」という。)に達しないことが明らかになったとき。

(4) 略

(届出)

第19条 修学資金の貸与を受けた者で修学資金の返還が完了していないものは、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書(別記第15号様式)にその該当する事実を証する書面を添えて、30日以内に知事に届け出なければならない。

(1)~(3) 略

(4) 連帯保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

き地診療所が設置された市町村に所在するもの

エ 略

(貸与の申請)

第5条 略

(連帯保証人)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。この場合において、連帯保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。

2・3 略

(期間の計算方法)

第14条 略

2 条例本則の表地域医療医師確保修学資金の項免除の条件の欄第1号の修学資金の貸与を受けた期間を計算する場合は、修学資金の貸与を受けた初めの日の属する月から修学資金の貸与を受けなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。この場合において、修学資金の貸与を受けた初めの日の属する月から修学資金の貸与を受けなくなった日の属する月までの月数が12月に満たない場合には、これを12月として計算するものとする。

(返還)

第15条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、当該各号に規定する事由が生じた日から1年以内に修学資金を返還しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 修学資金の貸与を受けた者が、医師免許を取得した後引き続き指定医療機関等において、医業に従事しないとき、及び研修等を受けないとき、又は医業に従事し、及び研修等を受けた期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間(当該期間が9年に満たないときは、9年とする。以下「従事期間」という。)に達したとき。

(4) 略

(届出)

第19条 修学資金の貸与を受けた者で修学資金の返還が完了していないものは、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書(別記第15号様式)にその該当する事実を証する書面を添えて、30日以内に知事に届け出なければならない。

(1)~(3) 略

(4) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は連帯保証人が死亡したとき、若しくは連帯保証人に対する破産手続開始の決定があったとき。

- (5) 略
- (6) 医師免許を取得した後、引き続き指定医療機関において、医業に従事し、若しくは研修等を受けなかったとき。
- (7) 医師免許を取得した後、引き続き指定医療機関において、医業に従事し、若しくは研修等を受けた期間が従事期間に達したとき。

2 略

(連帯保証人の変更)

第20条 修学資金の貸与を受けた者で修学資金の返還が完了していないものは、連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに第6条に規定する要件を具備する連帯保証人を定めて、連帯保証人変更申請書(別記第16号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、承認をしたときは、当該申請を行った者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 変更後の連帯保証人の負担は、変更前の連帯保証人が負担していた極度額を限度とする。

(補則)

第21条 略

- (5) 略
- (6) 医師免許を取得した後、引き続き指定医療機関等において、医業に従事し、若しくは研修等を受けなかったとき。
- (7) 医師免許を取得した後、引き続き指定医療機関等において、医業に従事し、若しくは研修等を受けた期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間(当該期間が9年に満たないときは、9年とする。)に達したとき。

2 略

(補則)

第20条 略

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第5条関係）

地域医療医師確保修学資金貸与申請書						
※受付番号	第 号	※受付年月日	年 月 日			
※貸与期間	年 月 日から	※決定	貸与決定番号	第 号		
	年 月 日まで		貸与総額	円		
申請者	住所及び電話番号	〒	TEL			
	帰省先住所及び電話番号	〒	TEL			
	氏名（ふりがな） 生年月日	年 月 日生				
大学卒業予定	卒業予定年月	年 月卒業見込み				
学歴	年月日	事項	住所及び電話番号	〒	TEL	
			氏名等（本人との関係）	（続柄： ） 年 月 日生		
			住所及び電話番号	〒	TEL	
			氏名等（本人との関係）	（続柄： ） 年 月 日生		
家族の状況	氏名	続柄	生年月日	年齢	備考	

- 注1 ※印欄は、記入しないこと。
- 注2 氏名は、自署すること。
- 注3 申請者の押印は、実印を使用すること。

和歌山県地域医療医師確保修学資金の貸与を受けたいので関係書類を添えて申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者本人氏名



別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式（第5条関係）

保 証 書

本人住所
氏名 ㊟

上記の者が貸与を受ける和歌山県地域医療医師確保修学資金については、円を極度額として本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

和歌山県知事 様

連帯保証人住所
氏名 ㊟

連帯保証人住所
氏名 ㊟

区 分	連帯保証人	連帯保証人
氏 名		
生 年 月 日		
職 業 (勤務先の名称)		
年 収		
申請者との関係		

注1 氏名は、自署すること。

注2 連帯保証人の職業については、勤務先、職名（自営業の場合は、その営業種目）を具体的に記入すること。

注3 申請者及び連帯保証人の押印は、実印を使用することとし、その印鑑証明書（3か月以内に発行されたものに限る。）を添付すること。

注4 連帯保証人の所得を証明する書類（前年の源泉徴収票の写し、市町村長が発行した所得証明書、確定申告書の写し等）を添付すること。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式(第8条関係)

地域医療医師確保修学資金借用証書

収
入
印
紙

金 円 也

和歌山県地域医療医師確保修学資金として、 年 月 日から 年 月 日まで
の間、月額 円の貸与金を上記のとおり借用します。

年 月 日

和歌山県知事 様

決定番号 第 号

住 所

氏 名

㊟

上記の者が受ける修学資金については、
を負担します。

円を極度額として本人と連帯してその債務

連帯保証人氏名

㊟

連帯保証人氏名

㊟

注1 氏名は、自署すること。

注2 本人及び連帯保証人の押印は、実印を使用すること。

別記第7号様式を次のように改める。

別記第7号様式(第10条関係)

地域医療医師確保修学資金変更借用証書

収入印紙

金 円 也

年 月 日に提出した地域医療医師確保修学資金借用証書について、通学の区分を変更したので、年 月 日から 年 月 日までの間、月額 円、総額 円を借用予定でしたが、借用額を 円増(減)額し、年 月 日から 年 月 日までの間、月額 円及び 年 月 日から 年 月 日までの間、月額 円、総額 円の貸与金を上記のとおり借用します。

年 月 日

和歌山県知事 様

決定番号 第 号
住 所
氏 名

㊟

上記の者が受ける修学資金については、

円を極度額として本人と連帯してその債務を負担します。

連帯保証人氏名

㊟

連帯保証人氏名

㊟

注1 氏名は、自署すること。

注2 本人及び連帯保証人の押印は、実印を使用すること。

(通学区分の変更回数に応じ、適宜様式を変更するものとする。)

別記第15号様式の次に次の1様式を加える。

別記第16号様式（第20条関係）

連帯保証人変更申請書				
旧 連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名	Ⓜ	生年月日	年 月 日生
	住所及び 電話番号	〒 TEL	被貸与者との 続柄	
	変更する 理由			
	変更年月日			
新 連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名	Ⓜ	生年月日	年 月 日生
	住所及び 電話番号	〒 TEL	被貸与者との 続柄	
	職業 (勤務先の名称)		年 収	
	届出者の貸与決定番号第 号に係る和歌山県地域医療医師確保修学資金については、規則第20条第3項に規定する額を極度額として被貸与者と連帯して債務を負担します。			
上記のとおり申請します。				
年 月 日				
和歌山県知事 様				
貸与決定番号 第 号 住 所 氏 名 Ⓜ				
<p>注1 申請者（被貸与者）及び連帯保証人は、自署すること。ただし、連帯保証人が死亡したことにより変更する場合は、この限りでない。</p> <p>注2 新連帯保証人の職業は、勤務先、職名（自営業の場合は、その営業種目）を具体的に記入すること。</p> <p>注3 申請者（被貸与者）及び連帯保証人の押印は、実印を使用することとし、新連帯保証人については、その印鑑証明書（3か月以内に発行されたものに限る。）を添付すること。</p> <p>注4 新連帯保証人の所得を証明する書類（前年の源泉徴収票の写し、市町村長が発行した所得証明書、確定申告書の写し等）を添付すること。</p>				

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に連帯保証人になった者の修学資金の貸与に係る保証債務については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第16号

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則（平成21年和歌山県規則第83号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) へき地の医療機関 対象医療機関のうち次のいずれかに該当するものをいう。 ア・イ 略 ウ <u>医療法第12条第2項第1号に規定する医師の確保を特に図るべき区域に所在する医療機関</u></p> <p>エ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>（貸与の対象者）</p> <p>第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、大学において医学を履修する課程に在学する学生のうち、<u>へき地の医療機関に勤務する医師を養成するための募集に応じて入学した者とする。</u></p> <p>（貸与の申請）</p> <p>第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、地域医療医師確保修学資金貸与申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第3条に規定する対象者であることを証する書面</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>修学資金の貸与を受けたことがある者であって、修学資金の貸与を受けようとするものは、知事が定める日までに地域医療医師確保修学資金貸与申請書に前項第1号及び第3号に掲げる書類並びに大学の在学証明書を添えて、これを知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) へき地の医療機関 対象医療機関のうち次のいずれかに該当するものをいう。 ア・イ 略 ウ <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第32条の規定により同法の規定が適用される区域及び同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）に所在する県内公的医療機関</u></p> <p>エ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>（貸与の対象者）</p> <p>第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、大学において医学を履修する課程に在学する学生のうち、<u>へき地の医療機関に勤務し、又は対象医療機関での特定医業に従事しようとする者とする。</u></p> <p>（貸与の申請）</p> <p>第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、地域医療医師確保修学資金貸与申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>推薦書（別記第3号様式）</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>修学資金の貸与を受けようとする年度の前年度に修学資金の貸与を受けている者であって継続して修学資金の貸与を受けようとするものは、知事が定める日までに地域医療医師確保修学資金貸与申請書に前項第1号及び第3号に掲げる書類並びに大学の在学証明書を添えて、これを知事に提出しなければ</u></p>

(連帯保証人)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。この場合において、連帯保証人は、独立して生計を営む成年者であって、修学資金を返還する資力を有するものでなければならない。

2・3 略

4 前項の連帯保証人の負担は、保証書(別記第4号様式)及び地域医師確保修学資金借用証書(別記第6号様式)に記載する極度額を限度とする。

(返還)

第14条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、当該各号に規定する事由が生じた日から1年以内に修学資金を返還しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 修学資金の貸与を受けた者が、医師免許を取得した後引き続き対象医療機関において、医業に従事しないとき、及び研修等を受けないとき、又は業務に従事し、及び研修等を受けた期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間(当該期間が9年に満たないときは、9年とする。以下「従事期間」という。)に達しないことが明らかになったとき。

(4) 略

(届出)

第18条 修学資金の貸与を受けた者で修学資金の返還が完了していないものは、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書(別記第14号様式)にその該当する事実を証する書面を添えて、30日以内に知事に届け出なければならない。

(1)~(3) 略

(4) 連帯保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

(5)~(7) 略

2 略

(連帯保証人の変更)

第19条 修学資金の貸与を受けた者で修学資金の返還が完了していないものは、連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに第6条に規定する要件を具備する連帯保証人を定めて、連帯保証人変更申請書(別記第15号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、承認をしたときは、当該申請を行った者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 変更後の連帯保証人の負担は、変更前の連帯保証人が負担していた極度額を限度とする。

(補則)

第20条 略

ならない。

(連帯保証人)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。この場合において、連帯保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。

2・3 略

(返還)

第14条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、当該各号に規定する事由が生じた日から1年以内に修学資金を返還しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 修学資金の貸与を受けた者が、医師免許を取得した後引き続き対象医療機関において、医業に従事しないとき、及び研修等を受けないとき、又は業務に従事し、及び研修等を受けた期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間(当該期間が9年に満たないときは、9年とする。以下「従事期間」という。)に達したとき。

(4) 略

(届出)

第18条 修学資金の貸与を受けた者で修学資金の返還が完了していないものは、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書(別記第14号様式)にその該当する事実を証する書面を添えて、30日以内に知事に届け出なければならない。

(1)~(3) 略

(4) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人に対する破産手続開始の決定があったとき。

(5)~(7) 略

2 略

(補足)

第19条 略

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第5条関係)

地域医師確保修学資金貸与申請書						
※受付番号	第 号	※受付年月日	年 月 日			
※貸与期間	年 月 日から	※決定	貸与決定番号	第 号		
	年 月 日まで		貸与総額	円		
申請者	住所及び電話番号	〒	TEL			
	帰省先住所及び電話番号	〒	TEL			
	氏名(ふりがな) 生年月日	年 月 日生				
大学卒業予定	卒業予定年月	年 月卒業見込み				
学歴	年月日	事項		住所及び電話番号	〒	TEL
				氏名等(本人との関係)	(続柄:) 年 月 日生	
				住所及び電話番号	〒	TEL
				氏名等(本人との関係)	(続柄:) 年 月 日生	
家族の状況	氏名	続柄	生年月日	年齢	備考	

- 注1 ※印欄は、記入しないこと。
- 注2 氏名は、自署すること。
- 注3 申請者の押印は、実印を使用すること。

和歌山県地域医師確保修学資金の貸与を受けたいので関係書類を添えて申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者本人氏名



別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式 削除

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式（第5条関係）

保 証 書

本人住所
氏名 ㊟

上記の者が貸与を受ける和歌山県地域医師確保修学資金については、円を極度額と
して本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

和歌山県知事 様

連帯保証人住所
氏名 ㊟

連帯保証人住所
氏名 ㊟

区 分	連帯保証人	連帯保証人
氏 名		
生 年 月 日		
職 業 (勤務先の名称)		
年 収		
申請者との関係		

注1 氏名は、自署すること。

注2 連帯保証人の職業については、勤務先、職名（自営業の場合は、その営業種目）を具体的に記入すること。

注3 申請者及び連帯保証人の押印は、実印を使用することとし、その印鑑証明書（3か月以内に発行されたものに限る。）を添付すること。

注4 連帯保証人の所得を証明する書類（前年の源泉徴収票の写し、市町村長が発行した所得証明書、確定申告書の写し等）を添付すること。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式(第8条関係)

地域医師確保修学資金借用証書

収
入
印
紙

金 円 也

和歌山県地域医師確保修学資金として、 年 月 日から 年 月 日まで
の間、月額 円の貸与金を上記のとおり借用します。

年 月 日

和歌山県知事 様

決定番号 第 号

住 所

氏 名

㊟

上記の者が受ける修学資金については、
を負担します。

円を極度額として本人と連帯してその債務

連帯保証人氏名

㊟

連帯保証人氏名

㊟

注1 氏名は、自署すること。

注2 本人及び連帯保証人の押印は、実印を使用すること。

別記第14号様式の次に次の1様式を加える。

別記第15号様式（第19条関係）

連帯保証人変更申請書				
旧 連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名	④	生年月日	年 月 日生
	住所及び 電話番号	〒 TEL	被貸与者との 続柄	
	変更する 理由			
	変更年月日			
新 連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名	④	生年月日	年 月 日生
	住所及び 電話番号	〒 TEL	被貸与者との 続柄	
	職業 (勤務先の名称)		年 収	
	届出者の貸与決定番号第 号に係る和歌山県地域医師確保修学資金については、規則第19条第3項に規定する額を極度額として被貸与者と連帯して債務を負担します。			

上記のとおり申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

貸与決定番号 第 号
住 所
氏 名 ④

- 注1 申請者（被貸与者）及び連帯保証人は、自署すること。ただし、連帯保証人が死亡したことにより変更する場合は、この限りでない。
- 注2 新連帯保証人の職業は、勤務先、職名（自営業の場合は、その営業種目）を具体的に記入すること。
- 注3 申請者（被貸与者）及び連帯保証人の押印は、実印を使用することとし、新連帯保証人については、その印鑑証明書（3か月以内に発行されたものに限る。）を添付すること。
- 注4 新連帯保証人の所得を証明する書類（前年の源泉徴収票の写し、市町村長が発行した所得証明書、確定申告書の写し等）を添付すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第3条の規定は、令和2年度以降に入学した者に適用し、令和元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に連帯保証人になった者の修学資金の貸与に係る保証債務については、なお従前の例による。

4 この規則による改正前の和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。